

後払い決済(BNPL)

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表
明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

今回は「コンビニ後払い」を中心に、後払い決済全般について解説します。

後払い決済とは

「後払い決済」に関して、制度上あるいはキャッシュレス決済の分類上の明確な定義があるわけではありません。広義ではクレジット払いも含み、商品やサービスなどの購入代金を、購入時点ではなく後で支払うキャッシュレス決済全般をいいますが、狭義では、株式会社ネットプロテクションズ(以下、NP社)などの事業者による「コンビニ後払い」とも呼ばれる方式を指す用語として用いられることがあります。なお、海外では後払い決済を一般にBNPL(Buy Now Pay Laterの略)と呼んでおり、広義ではクレジット決済も含まれます。

後払い決済の類型整理

「後払い決済」を広い意味でとらえた場合、その類型はクレジットカード、コード決済(クレジットカード^{ひも}紐付け)、キャリア決済、コンビニ後払いとその発展系などまで含まれます。改めてまとめると次のとおりです(図1)。

●クレジットカード

クレジット払いが設定された国際カード

●コード決済(クレジットカード紐付け)

スマホのコード決済に国際カード(クレジット)を紐付けて支払う場合や、クレジットカードを登録したアプリで支払う場合など

●キャリア決済

モバイル通信事業者による支払い手段。コンテンツ利用料などを通信・通話料金とあわせて支払う方式

●コンビニ後払い

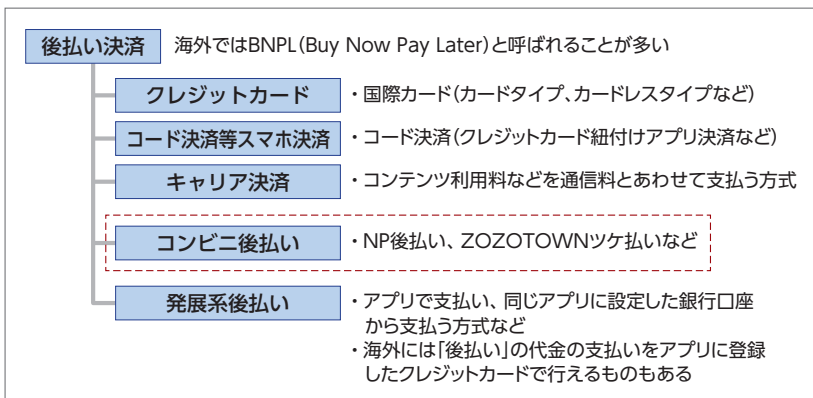
ネットで利用(決済)した時点で注文が完了し、代金は1カ月程度後に設定された期日までにコンビニで支払う方式^{*1}

●発展系後払い

あらかじめ後払いアプリに支払方法を設定しておき、利用(決済)後、決められた期日までに代金を支払う方式。支払方法には、口座振替や銀行振込、請求書払いなどがあり、キャッシュレス決済から選択できるものもある^{*2}

図1 後払い決済のおおまかな類型

※図はすべて筆者作成



*1 日本ではNP社などが始めたサービスだが、本稿ではほかの「後払い決済」との混同を避ける目的でこれを「コンビニ後払い」と表記する

*2 この方式は海外で先行しているが、国内でもサービスが始まりつつある

海外と国内で異なる「後払い」事情

まず、クレジットカードが普及している欧米やオーストラリアなどの場合、クレジットカードは銀行が発行し、そのほぼすべてがリボ払い専用です。クレジットカードの利用状況は銀行に記録され、信用スコア^{*3}にも影響します。そういう地域で新たに普及が進んだBNPLの多くはアプリで提供され、利息が付くりボ払いではなく、分割手数料無料で3、4回などの分割払いが可能、さらに銀行に利用状況を把握されないためクレジットスコア^{*4}に影響しないなどが特徴です。そのようなサービスを望む消費者や、外国人労働者などクレジットカードを持っていない人に支持されたようです。それに対して東南アジアなど、クレジットカードの普及が遅れている地域では、BNPLがクレジットカードの代替手段として支持されたと想像されます。BNPLは地域によって普及の背景も異なるわけです。

日本では、以前から公共料金などをコンビニで支払う「従来型コンビニ払い」が認知されており、ネット通販での支払いなどにも利用できました。クレジットカードを持たない人や、持っても積極的に使わない消費者などがコンビニ払いを利用する傾向があります。

従来型コンビニ払いは収納代行方式のため、利用者がコンビニで代金を支払わないと販売業者に代金が支払われず、結果的に未回収となるリスクがありました。それに対してNP社などが始めた「コンビニ後払い」は、利用者が実際に代金を支払うかどうかにかかわらず、販売事業者には代金が立替払いで支払われます。これは販売事業者にとって、代金未回収を避けられる「高機能版」コンビニ払いともいえ、メリットが大きいといえます。また、消費者にもメリットがあります。販売事業者は未回収リスクを避けるため、大手通販業者などでは利用者が従来型コ

ンビニ払いで支払う場合、実際にコンビニで代金を支払ったことを確認したうえで商品を発送するようにしています。そのため従来型コンビニ払いでは実質的に「先払い」する必要があります。コンビニ後払いの場合は、注文後すぐに商品が発送され、利用者は後で都合のよい時にコンビニに出向いて代金を支払えばよいわけです。

海外と国内で異なる点を解説しましたが、共通する点もあります。どちらも本来のクレジット決済よりも簡便に利用できるようにすることで、運営事業者が規制を受けずにサービスを開始できたことです。しかし、アメリカなどではBNPLによる過剰債務の割合が増加していることを問題視し、今後規制を強化することを発表しています。

日本のコンビニ後払いとその課題

ここからは日本のコンビニ後払いの課題に絞って解説します。国内のコンビニ後払いの多くは、利用から支払いまでの期間を2カ月以内にする一方で、割賦販売法の規制の対象外となっています。それに対し、本来のクレジットカード取引(2カ月超えの支払い)は割賦販売法の規制を受けます(図2)。カード発行を行うクレジットカード会社などには「包括信用購入あっせん業者」として、加盟店契約の締結を行うアクワイアラーや決済代行会社には「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」としての登録制度

図2 割賦販売法と後払い決済の関係性

割賦販売法の規制を受ける場合

2カ月超え払い

利用時から実際に代金を支払うまでの期間が2カ月を超える
・リボ払い、分割払い
・利用後2カ月以上経過した後での支払いが可能な場合

割賦販売法の規制を受けない場合

2カ月以内払い

利用時から実際に代金を支払うまでの期間が2カ月以内
・クレジットカードの一括払い
・NP後払い等の「コンビニ後払い」
・キャリア決済

*3 個人の信用力を評価し、数値化したもの

*4 アメリカの信用スコア(クレジットスコア)は、支払履歴、クレジットの種類、新規借入額といったクレジットに関する情報を数値化する

が敷かれ、前者には利用者の審査(初期審査と継続的な信用管理など)を、後者には加盟店の調査(初期の審査と継続的な調査を含む)、両者共通して苦情処理の体制整備などが義務づけられています。

割賦販売法の規制を受けないコンビニ後払いの場合、利用者の審査や加盟店の調査に関する制度上の義務がありません。クレジットカードビジネスに比べ参入障壁が低く、事業者の裁量で苦情処理や加盟店の調査の体制を構築できます。そのため、クレジットカード会社や決済代行会社が加盟店契約しないような、問題のある販売事業者でもコンビニ後払いが利用できるようになっています。

特に、コンビニ後払い事業者(後払い決済サービス事業者)の加盟店である一部の販売事業者において、消費者トラブルが目立つようになり、消費生活センターなどに寄せられる苦情が増えていることは深刻な課題といえるでしょう。全国の消費生活センターなどには、「お試し」定期購入に関する相談が多く寄せられています。その「お試し」定期購入の決済手段として、後払い決済サービスが多く利用されています。消費者トラブルには、「1回だと思い注文してしまった。高額で支払えないので解約したいが、販売店が応じない」「解約したはずなのに、請求書が届いた」「解約したいが電話が繋がらない」などがあります^{*5}。

このような販売事業者の中には、以前はクレジットカードにも対応していた所もあります。しかし、最近では割賦販売法の規制強化に伴い、アクワイアラーや決済代行会社がそのような事業者とは契約しないようになりつつあります。そこで、加盟店審査が比較的緩いコンビニ後払いを用いる、という悪循環も生まれているようです。

このような状況を改善し、後払い決済サービスの取引を適正化していく目的で、2021年5月に、後払い決済サービスを提供する事業者数社が「日本後払い決済サービス協会」(任意団体)を設立しました^{*6}。割賦販売法が求める加盟店管理コンプライアンスに準じた自主規制ルールや、消費者や消費生活相談員からの問い合わせ受付窓口を設けるなどの対策を行っています。

後払い決済サービスの今後

割賦販売法の規制を受けないコンビニ後払いについて、今後何らかのかたちで規制強化していくことは避けられないでしょう。海外ではクレジットカード以外のBNPLが規制対象となることで、後払い決済サービス事業者の撤退や新規参入が減速するなどの現象も表れています。事業撤退の理由を、「利用者の未払いが想定以上に多く、回収がままならなかった」と指摘する関係者もあり、信用審査の緩い後払い決済サービス事業者が抱える課題を象徴しています。

他方で、国内で割賦販売法の適用を受け、後払い決済を拡張していく動きもみられます。

例えば、後払い決済サービス事業者の1つとして知られるPaidyの場合、割賦販売法の適用を受けない後払い決済(まとめて翌月支払)に加え、「3・6回あと払い」に対応し、包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業の登録も受けています。登録済みの事業者による後払い決済は実質的にクレジットカードと同じコンプライアンスのもとで提供されるため、規制を受けないコンビニ後払いに比べ、より適正に加盟店の管理運営が行われる可能性があります。

今後、後払い決済サービス事業者には、加盟店管理や苦情処理に関する自主規制、コンプライアンスの強化とその適正な運用を求めていくべきでしょう。

*5 国民生活センター「(特別調査)消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」(2020年1月23日)
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200123_1.html

*6 <https://j-bnpla.jp/>